

同第一号の建議に便します。事務局長として朗読いたさせ
ます。

町田議会議務局長朗読の省略

一 副議長（渡井明君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

一 助役（篠崎俊夫君） 諮問第一号の人權擁護委員の推せんについて

の説明申し上げます。お承知の通り人權擁護委員は現在坂中

雄一氏と川上作可氏の二名にお頼いいたしまして、非常なご

理解とご活躍をいただいておりますが、取次の人権擁

護委員としての任期が十月三十一日満了となりまうので、二三

年しかご活躍をいただいておりまうので、さらにお二人方にもう

一期ご活躍していただくとして、現在能川地区に人權擁護委員

のかりまうので、服部收道氏を、増員の形でご推せんすべく本案を

ご提出した次第でございます。人權擁護委員は政務大臣の委嘱

するのやでございます。市町村のなすべき仕事といえましては、住

民の中からその適任者を選んでは、議会の意見を聞いて、人權擁

護委員の候補者を政務大臣に推薦しなげなうないことになら

れまして、お薦め申し上げたりするのや、よろしくご可決願うん

ことをお頼い申し上げる次第でございます。なお現在の坂中さ

と、川上さんは一応明日限りご任期満了後になりますので、政

務は任期満了後も後任者に移譲するまでの間は、その職務

をやらなければならぬことになつておりますので、ご参考を

ごし申し上げておく次第でございます。

副議長（渡井明君） これより質疑を許します。

（異議なしと呼ぶ者あり）

（異議なしと呼ぶ者あり）

副議長（渡井明君） これにて質疑を結いたします。おはかりい

たしきなり。諮問第一号は東京通リ決するに、異議ありきん

（異議なしと呼ぶ者あり）

（副議長「渡井明君」）お異議なしと認めます。さう諮問第一号は東京通リ可決いたしました。

（副議長「渡井明君」）日程第五、寄附受領について議案第九十五号を議題に供します。事務局長として議案の朗読をいたします。

（町田議会議務局長朗読省略）

（副議長「渡井明君」）理事者から提案理由の説明を述べます。

（助役「篠崎俊久君」）議案第九十五号について説明申し上げます。第三小学校のピアノが使用に耐えなくなりましたので、次に、

議いたぐく平定にたつてあります。さうに、新たにヤマハグランドピアノも二十九万円で購入することになつておるのをご存じですか。この度、その経費の一部としてP.T.Aから本報記載のさうに六万五千円の寄附の申し出がござります。ありがとうございます。頂戴いたしまして、ピアノ購入費の一部に充當いたしたいと存じまして、提案申し上げた次第でございます。さうしてご審議のほどお願ひいたします。

（副議長「渡井明君」）さうより質疑を付します。

（異議なしと呼ぶ者あり）

（副議長「渡井明君」）さうして質疑を終結いたします。おけなりいたします。議案第九十五号は東京通リ決するに、異議ありきん、さうか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

「副議長（渡井明君） 〇異議なしと認めます。さう議案第九十六号は原案通り決定いたしました。

「副議長（渡井明君） 日程第六契約締結同意方について議案第九十七号は議題に供します。事務局長として議案の朗読をいたさせます。

（町田議事事務局長朗読）省略

「副議長（渡井明君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

「助役（篠崎俊夫君） 議案第九十八号契約締結同意方について説明申し上げます。前の議案で申し上げましたように、第二小学校の学校備品として、三十九の円をもらってマヤマハのグラウンドピアノを、マヤハの代理店があります。青柳市のマイナー堂から購入いたしたく本県を提出した次第でございます。さうしくお願ひいたします。

（午前九時五十五分町長瀧古靖蔵君下場）

「副議長（渡井明君） 〇いより質疑を行いません。

（異議なしと呼ぶ者あり）

「副議長（渡井明君） 〇いって質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第九十八号は原案通り決するく〇異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

「副議長（渡井明君） 〇異議なしと認めます。さう議案第九十九号は原案通り可決いたしました。

「副議長（渡井明君） 日程第七契約締結同意方について議案第九十八号は議題に供します。事務局長として議案の朗読をいたさせます。

（町田議事事務局長朗読）省略

「副議長（渡井明君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

一、助役、篠崎俊夫君、議事第九十八号、契約締結同意方について、説明申し上げます。毎年回行います、公舎度屋の疏れぬの如分につきましては、本年も厚生委員会、非常なご助力をいたささして、創年、比較的高く買つていくつもりです。崎至泉所決市の有藤一郎という業者と交渉を重ねました結果、元金は千五百五十坪でございませうが、三万五千三百坪は足りないのでございませうが、本東越優のように、二十五万九百五十坪が度屋の疏れ品を引くとするに交渉がまとまりましたので、本東を提出したわけがございませうので、よろしくお願ひいたします。

二 副議長（渡井明君）
三 小より質疑を行はす。

ハニ番ハ山下幸三君一議案第九十八号の如く、最近の公益
 質屋の琉土物の処分等と、衣類関係が非常に悪マ
 かり、琉土物の処分についても、町当局でも非常に苦勞があると表

又事々、特に今回提出されております議案からも、努力されておる
点は、はつきりわかるわけであらう。しかしながら、公益質屋
関係の内容と申しますと、回戦率その他にわたって非常に疑問の点
が、ありますので、さういう点について、どのような回戦率でも
よく赤字等が出るわけであるのか、一般からいって、つうな窓口が
開かれています。独立採算的な流通物、如分問題とどのうに廻わ
るか、おろそかにお聞きしたいと思つております。

一 助役篠崎俊夫君一 公倉庫屋の運転は最近非常に、お指圖のよう
にむづかしいわけだ、その理由としては、やはり月賦販売制度が非常に
に発展したとと、又生活水準がその程度の高くなったということに
あつたであらう、お承知の通り、三百五十万円の資金をもち
て公倉庫屋は運営して来り、この三百五十万円をつるに貸し出
すということば、くく、三年はないようであつた、どうして

からいふ。意見を述べた次第でござります。ただ、そのご指通の
面々、そういう道のあるとすれば、即交渉せしやうと申したいと承え
ております。現段階ではやういう交渉は考慮してあります。
一、二番、山下幸三君。ご要望申し上げます。都の公営住宅関係も
きつめて苦勞してあるやうでござります。一、二番、福生町
にもつなかりあり。都でも、やううう話をさしてあると聞いて
おります。一、二番、都に打診願ひまして、十分研究いたしまし
て、来學もござるわけにないやうに考慮していただくまいと
思ひます。

一、副議長（渡井明君）　こゝに、質疑を終結いたします。おはかりい
たします。議案第九十八号は、東栗通り決するに、ご異議ありません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一、副議長（渡井明君）　ご異議なしと認めます。さうなれば、議案第九十八
号は、東栗通り可決いたしました。

一、副議長（渡井明君）　日程第契約締結同意方について、議案第九
十八号を議題に役します。事務局長として、議案の朗読をいたさ
せよう。

（町田議会議務局長朗読）　省略。

一、副議長（渡井明君）　理事者から提案理由の説明を求めます。

一、助役（川窪金吉君）　議案第九十八号契約締結同意方について、
お話しします。お話しした下の川護岸工事でございまして、先般十月
二十日の議会で、切つて事業議決をいたしたわけをござります。か
その時に、内容説明をしたわけをござります。入札の段階になりました。ま
る十月一日に、入札を行つたわけをござります。か、結果、よ
く富士見建設さんの百額さんと三百九十九万円で落札したわけをござ

います。相乗をもち、下の川を良く疏いなるようにしようということ
がござります。都道の百十五号、いわゆる牛浜の坂下から幸楽園ま
でくるものと、能川神社下から百十二米位工事をするわけがござ
います。ふくつきましては三月十五日の工期になるわけがござ
います。そこで、契約締結をいたしたいと存じまして、ご
提案申し上げた次第でございます。その際は能川の排水管理
改工事でございます。今回工業高校からくるわけがござります。め
その北側に通学道路を作ったわけが、その道路を都道する
用事とする工事と、さらに都道から川東まで針更を立めたわけ
で、その間六百七十五米、三百五十五米まで川東に落ちるわけがござ
います。ふくも十月一日に五社に限り、それといたしまして、その四百五
もろく、小川末さんが落ちいたわけがござります。現在、その一、そ
の二とも仮契約を結んでおります。さうして、ご審議を承りました

ご同意あらんことをお願ひ申し上げる次第でございます。

一 副議長「後井明君」ふくつき、質疑をいたします。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 副議長「後井明君」ふくつて質疑を終結いたします。おはかりい
たします。議案第九十九号は京東通り改するに、ご異議ありま
せんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 副議長「後井明君」ご異議なしと認めます。さうして議案第九十九号
は京東通り可決いたしました。

一 副議長「後井明君」日程第九項、所自動車の場合について、議案第九
百号の議題にいたします。事務局長として議案の朗読をいたさ
せます。

（町田議会議務局長朗読）省略



一、副議長（渡井明君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

一、助役（篠崎俊夫君） 議案第百号「消防自動車」の処分について申し上げてまい。ご承知の通り第一分団に^{（配属）}配備する、~~新車~~消防自動車の新車購入に伴いまして、古い自動車は不用品となるわけですので、特殊な自動車であり、又昭和三十一年に消防所から払い下げを受け、たものとしてございまして、さういう関係から、一般に買手がありません。この新車の購入先がある、イスズ自動車、三井物産所と交渉をいたしまして結果、本県北^{（記載）}濃の通り五万円で交渉がまとまった次第でございます。従ってここに払い下げをいたしたいと存いまして、ご提案申し上げた次第でございますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

一、副議長（渡井明君） このより質疑と行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



一、副議長（渡井明君） このより質疑と終結いたします。おはかりいたします。議案第百号は原案通り決するべく、異議ありません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一、副議長（渡井明君） ご異議なしと認めます。よって議案第百号は原案通り可決いたします。

一、副議長（渡井明君） 日程第十福生町農業協同組合、武陽信用金庫よりの陳情書、陳情第四号を議題に供します。本件について、総務委員会に審査を付託してあります。ご委員長から報告願います。

一、三番（大久保一郎君） ご指名がありましたので、陳情に対する審査報告をいたします。件名は福生町農業協同組合、武陽信用金庫よりの陳情第四号、委員会に付託になりました。昭和三十

年月十五日、第三回福生町議会定例会に於り、総務委員会に付
託、本委員会開催日は、昭和二十一年十月五日午後三時から本委員会
を開催し、本件について慎重審議した結果、次の意見を付して
執行機関に送付すべきものと決定した次第であらう。本件については理事者は十分に努力を盡してゐた問題であらう。
町内金融機関の整備、育成発展のためには、今後とも努力さ
れたいと云ふような意見も付して理事者は送付すべきものと決定
した次第であらう。よろしくご審議の上ご可決あらんことを
お願いいたします。

一 副議長 渡井明君 一 おより本委員長報告に対する質疑を仰い
ます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 副議長 渡井明君 一 おより復疑を終結いたします。

おけりいたします。陳情第四号は本委員長報告の通り決す
るに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 副議長 渡井明君 一 お異議なしと認めます。よろしく陳情第四
号は本委員長報告の通り可決いたします。

一 副議長 渡井明君 一 おより暫時休憩いたします。

一 議長 渡井明君 一 休憩後、午前十一時四十分、福生信用金
庫より陳情書、陳情第五号、午前十一時五十分、分付について

一 副議長 渡井明君 一 お休憩中に引き続き議事を開きます。

おけりいたします。先程議会運営委員長から報告がありましたし

お通り、急ぎ至議事として年末平当に因りて面請書及び本年

末平当支給についてのお願の三つ、陳情の提出をいたしましたか

この際本陳情書と云ふものは議事日程に定まり、定か日程が一

並に追督程第一として議題に供したいと思ひます。かゝるに
議題の多きか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 副議長（渡井明君） 異議なしと認めざる決定いたしました。

一 副議長（渡井明君） 追加日程第一年来年当に関する面請書陳情
第四号を議題に供します。事務局長として陳情書の朗読
をいたさせます。

（町田議事事務局長朗読）省略

一 副議長（渡井明君） 本件に對する理事者の意見をとお願ひに
いたします。

一 町長（瀧古殖蔵君） 一言の報告をおねしまして、お願ひ申し上げ
たい存じます。年来年当の問題に對して、矢野労働者から
面請書が来て参つたわけであり、夏期手当といふ年来



手当といふ年々歳々繰返さる功るわけであり、今の使
階といふことは、事業面も非常に急迫、すしめ、仕事をやつて
参りますので、町も相当のロスといふこともあるわけであ
ります。しかしながら年々こうしたこと繰返すことによつて漸次
その額が高くなるので参りました。なかには町の財政面から来
ても、面請の来たる方は措置の出来ない段階にあるわけであ
ります。そういう面からいへば来たる功るわけであり、ま
今同様に参りました陳情書は一万三千円を支給し、三千円を貸
付けるといい、十二月十五日までになんとか支給してくれとい
う要望のすかすかしく議会におかれましては、いろいろな角度
から検討いたされたいと思ひます。

一 副議長（渡井明君） 今より質疑を行います。

（応答なし）